

美化ピカロード宇部制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域住民共有の生活空間である市道において、市民、地元企業、各種の団体及び市が協力して清掃、緑化活動等のボランティア活動を行うことにより、地域美化に対する市民意識の高揚を図るとともに、市民と市が一体となった地域活動を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 道路サポート活動 市道における清掃、除草及び緑化等の道路美化に係るボランティア活動をいう。
- (2) 里親 道路サポート活動を行う市民、地元企業若しくは各種の団体のうち、次条の規定により認定されたものをいう。
- (3) 市道 道路法（昭和27年法律第180号）第16条の規定に基づいて宇部市が管理する道路をいう。

(里親の認定)

第3条 里親になろうとするものは、原則として歩道のある市道において50m以上の管理区域及び年4回以上の活動計画等を定め、市長に里親認定申込書（別記第1号様式）を提出するものとする。

- 2 市長は、里親認定申込書の提出があった場合は、その内容を審査し、適切と認められるときは、認定書（別記第2号様式）を交付するものとする。
- 3 宇部市は、里親を認定したときは、里親と合意書（別記第3号様式）を取り交わすものとする。

(里親の役割)

第4条 里親の役割は、次のとおりとする。

- (1) 市道における清掃、除草及び緑化等の道路サポート活動の実施
- (2) 回収したごみ等の適正な分別処分

(市の役割)

第5条 宇部市の役割は、次のとおりとする。

- (1) 里親の構成員の宇部市市民活動保険への適用
- (2) 表示板の設置
- (3) 回収されたごみに係るごみ袋及び軍手の提供

(表示板の設置)

第6条 宇部市は、里親の希望により、里親の名称及び活動内容等を記載した表示板（以下「表示板」という。）を、対象区間内の道路管理上支障のない位置に設置するものとする。

- 2 表示板の設置は、原則として対象区間が50メートル以上500メートル未満の場合は2基以内、500メートル以上の場合は4基以内とする。
- 3 表示板に記載する文言及び色彩等のデザインは、別記第4号様式とする。

(花壇等の設置)

- 第7条 里親は、新たに花壇を整備し、フラワーポット等の物件を設置し、又は樹木を植えようとするときは、その適否及び実施の方法等について宇部市と協議するものとする。整備した花壇等を撤去しようとするときもまた同じである。
- 2 宇部市は、道路管理上その他やむを得ない事情により前項の花壇等を撤去する必要性が生じた場合は、その実施の方法等について里親と協議するものとする。

(宇部市市民活動保険の適用)

- 第8条 宇部市は、里親と合意書を取り交わしたときは、道路サポート活動に係る事故について、里親の構成員を宇部市市民活動保険の適用対象とするものとする。
- 2 宇部市市民活動保険に係る費用は、宇部市が負担する。
 - 3 宇部市市民活動保険の給付の内容及び程度は、保険要件の定めるところによる。
 - 4 里親は、宇部市市民活動保険の給付に必要な手続きについて、宇部市に協力するものとする。

(事故等の対応)

- 第9条 里親は、道路サポート活動に係る事故が発生したときには直ちに宇部市に連絡し、事故関係者への対応及び宇部市市民活動保険の適用に係る協議をするとともに、すみやかに宇部市市民活動保険事故報告書を作成し、宇部市に提出するものとする。
- 2 里親又はその構成員は、道路サポート活動によって生じた損害等について、宇部市市民活動保険で賄われない損害等については、宇部市に請求しないものとする。

(里親の認定の解消)

- 第10条 里親の認定を解消しようとするものは、里親解消届（別記第6号様式）を宇部市に提出しなければならない。

(その他)

- 第11条 この要綱に定めるものの他、美化ピカロード宇部制度の実施に必要な事項は、宇部市が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。